

発明ラボックス会員の個人事業主の皆さまへ

「知財訴訟費用保険制度」のご案内

知的財産権訴訟費用保険

知的財産にかかわるトラブルに備えましょう！



個人事業主の会員さま専用の費用保険です。
この機会にぜひご加入をご検討ください。

保険期間(ご契約期間)	2019年12月1日午前0時から2020年12月1日午後12時まで
中途加入	毎月1日午前0時から2020年12月1日午後12時まで
ご契約者	株式会社 発明ラボックス 代表取締役 松本奈緒美 〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-45新宿セントラルハイツ801号室 TEL.03-6273-9372
ご加入者・被保険者	この保険は株式会社発明ラボックスが保険契約者となる明細付契約です。 加入申込者および記名被保険者ともに、発明ラボックス会員の個人事業主に限ります。 (*)法人の会員さまには別途個別に保険引受を用意しています。
お申込み方法	同封の加入申込票に必要事項をご記入のうえ、下記提出先へご提出ください。
保険料払込方法	同封の振替用紙に必要事項をご記入のうえ、 加入依頼票とともに下記提出先へご提出ください。
加入申込票等提出先	株式会社発明ラボックス 担当 松本 まで

■このパンフレットは「知的財産権訴訟費用保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■知的財産権訴訟費用保険の「普通保険約款・特約集」、保険証券は保険契約者(株式会社発明ラボックス)に交付されます。

日本国内における侵害・被侵害トラブルのみでなく

国内外での知的財産権に関する訴訟リスク

知的財産権とは・・・

知的財産権とは発明、考案、意匠、著作物など、人が考案して生み出されたもので、具体的には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などがあります。知的財産権は各国の法令により定められており、独占的に利用できる権利が保護されています。



国内外での知的財産権に関する訴訟係争件数の増加

日本国内をはじめ知的財産権の制度が整備されている国では、現地の企業等から権利の侵害を主張され、訴訟を起こされてしまうリスクがあります。特に海外現地企業による知財出願件数は年々増加しており、新興国をはじめとして、海外での知財係争に巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

知的財産権の訴訟例

知的財産権を侵害してしまう場合に加えて、逆に侵害されるケースもあり、知的財産にかかわるトラブルを完全に防ぐことは困難です。

特許権に関する訴訟

Xは栽培容器の底を区切り、出荷に便利のような1パックごとに根を絡ませるカイワレ大根の栽培方法の特許権を有していました。Yはスポンジに1パック分の根を絡ませる方法でカイワレ大根を栽培していました。そこで、XはYを相手取って、栽培や販売の中止と1億5,000万円の損害賠償を求める訴えを提起しました。

実用新案権に関する訴訟

Xは、おにぎりの包装にあたり、ごはんと海苔の間に中袋を設け、食べる直前にこの中袋を引き抜くことで、乾燥した海苔で包まれたおにぎりを食べることができる包装方法につき実用新案権を有していました。ところが、Yが類似製品を製造、販売していることが判明したため、XはYを相手取って侵害差止および約150万円の損害賠償を求める訴えを提起しました。

意匠権に関する訴訟

Xは紙で裏打ちした布製の壁張地と裏打紙にビニール樹脂を塗った壁張地の2つのデザインについて意匠登録を申請し、それぞれ意匠権が認められていました。Yは類似の壁紙の製造、販売を行ったため、XはYを相手取り、意匠権侵害を理由として製造、販売の中止および約1,860万円の損害賠償等を求める訴えを提起しました。

商標権に関する訴訟

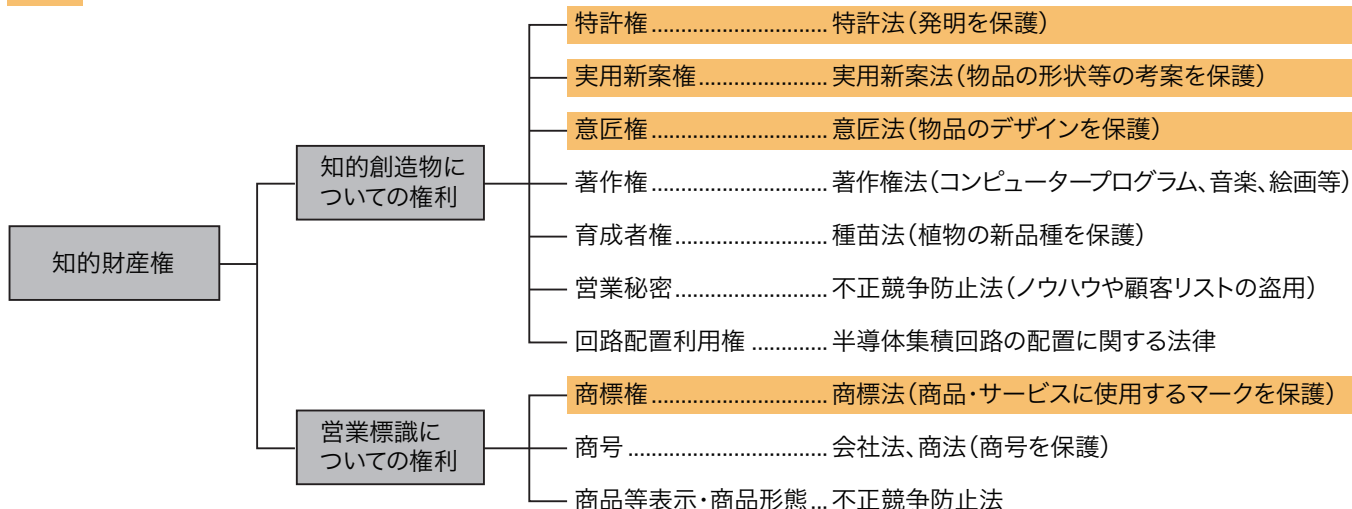
Xは被服等を指定商品とする「純綿保証」、「ラクダ印メリヤス」、「特選」という登録商標の商標権者でありました。Yは「CAMEL」、「らくだの絵」、「Grand Prix Team」の表示を行ったTシャツ等を販売しました。XはYを相手取り、商標権侵害を理由として販売差止め、1,000万円の損害賠償等を求める訴えを提起しました。



Registered Trademark
(登録商標)

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの知的財産権を対象とします

の部分がこの保険の対象となります。



全世界における侵害トラブルも補償が可能です！

対象となる損害の範囲

この保険は、訴訟の提起等に要する、手数料、弁護士報酬、鑑定費用、警告書費用(訴訟または仲裁にいたった場合のみ対象とします)等を補償する保険です。

(損害賠償金を補償する保険ではありません)

いつ訴訟に巻き込まれるかわからないビジネス環境の中、不測の訴訟費用等のリスクに対して、この保険により備えます。



(1) 対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> ① 訴訟等に関する必要かつ有益な費用 (訴訟の提起等に要する手数料、弁護士報酬、鑑定費用またはその他の費用) ② 反訴等のために必要かつ有益な費用 ③ 上訴等のために必要かつ有益な費用
(2) 対象とならない主な損害・費用	<ul style="list-style-type: none"> ① 損害賠償金 ② 損害賠償、差止め、信用回復措置、または不当利得返還を履行するための費用 ③ 知的財産権が侵害されたまたはそのおそれがある場合の権利侵害者が支払うべき費用 ④ 知的財産権を侵害したまたはそのおそれがある場合の権利者が支払うべき費用 ⑤ 被保険者または被保険者の役職員のうち、訴訟等の対応に常時従事している者が要した交通費、宿泊費等 ⑥ 通訳費用、翻訳費用のうち、法令、仲裁規則、裁判所の命令等により必要となったもの以外の費用など

ご契約パターン

日本国内のみならず、海外リスク(海外リスクは知的財産権を侵害した場合のみが対象)は全世界が対象地域となります。

海外リスクに関しては第三者の知的財産権を侵害した場合のみを対象となります。

また国内リスクに対しては第三者の知的財産権を侵害した場合だけでなく、自らの知的財産権が侵害された場合(被侵害)の訴訟あるいは仲裁に要する費用も保険の対象となります。

【追加特約なし (侵害条項においてお支払いの対象となるのは被保険者の業務に対してのみ)】

ご契約プラン	J1	J2	J3	W1	W2	W3
対象地域	日本国内のみ			全世界(日本を含む)		
適用条項	侵害・被侵害			日本国内:侵害・被侵害		
				日本国外:侵害のみ		
縮小支払割合	90%					
免責金額	0円					
支払い限度額	500万円	1,000万円	3,000万円	500万円	1,000万円	3,000万円
分割保険料(*)	2,080円	4,170円	12,500円	8,330円	16,670円	50,000円

(*1) 保険料の払込は大口分割12回払となります。

【追加特約あり (侵害条項において被保険者の業務に加え、被保険者の専用実施権者等(*2)の業務を含む)】

ご契約プラン	J4	J5	J6	W4	W5	W6
対象地域	日本国内のみ			全世界(日本を含む)		
適用条項	侵害・被侵害			日本国内:侵害・被侵害		
				日本国外:侵害のみ		
縮小支払割合	90%					
免責金額	0円					
支払い限度額	500万円	1,000万円	3,000万円	500万円	1,000万円	3,000万円
分割保険料(*)	3,130円	6,250円	18,750円	12,500円	25,000円	75,000円

(*1) 保険料の払込は大口分割12回払となります。

(*2) 専用実施権者等とは、専用実施権者、独占的通常実施権者、販売委託契約、販売代理店契約またはライセンス契約等の契約関係のある者をいいます。ただし、現地法人等が被保険者の指揮、監督等は一切受けずに行う業務や現地法人等が独自に開発した製品・独自に使用する知的財産権は補償対象外です。

【縮小支払割合における保険金のお支払方法】

縮小支払割合90%での支払い保険金は、以下のとおり算出します。

$$\text{支払保険金} = \{\text{損害額(訴訟費用・弁護士報酬等の費用)} - \text{免責金額}\} \times 90\% \leq \text{支払限度額}$$

保険期間と保険責任の関係

この保険において、お支払いの対象となる訴訟は次のとおりです。

(1) 知的財産権被侵害条項	保険期間中に引受保険会社に、権利侵害者に対し訴訟の提起等を行う旨の通知(書面)を行ったもの
(2) 知的財産権侵害条項	保険期間中に権利者から訴訟の提起等を受けたもの

(注) 保険契約者または被保険者が、初年度契約の始期日より前に訴訟の提起等を余儀なくされるおそれがあることを知った場合は、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いする場合

(1) 知的財産権被侵害条項	被保険者が、自らの有する知的財産権が侵害されたことまたは侵害されるおそれがあることを理由として、その権利侵害者に対して損害賠償請求等の訴訟の提起または仲裁の申立を行うことにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
(2) 知的財産権侵害条項	被保険者の業務遂行に起因して、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として、その第三者権利の権利者から損害賠償請求等の訴訟の提起または仲裁の申立を受けることにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注) この保険において、損害賠償請求等とは、日本国または保険証券記載の補償地域内にある外国の法に基づき行われる次の一つまたはそれ以上の請求をいいます。①損害賠償請求 ②差止請求 ③信用回復措置請求 ④不当利得返還請求

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

<共通>

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

<知的財産権被侵害条項>

- 保険証券記載の補償地域以外で発生した被保険権利の侵害
- 被保険権利の実施または使用に関する契約を被保険者と締結している者または締結していた者と、被保険者の間のその被保険権利に関する訴訟または仲裁

<知的財産権侵害条項>

- 保険証券記載の補償地域以外で発生した第三者権利の侵害
- 第三者権利の実施または使用に関する契約を被保険者と締結している者または締結していた者と、被保険者の間のその第三者権利に関する訴訟等

万一、事故が発生した場合のご注意

<万一、事故が発生した場合の手続き>

・万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の場合は
事故が発生した場合は、
遅滞なく代理店・扱者または
右記にご連絡ください。

0120-985-024 (無料)

24時間・365日受付

※IP電話からは0276-90-8852(有料)
におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

<複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)>

・他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

保険内容に関する
お問合わせは

取扱代理店: ほけんのプロネットワーク (担当: 馬場)
〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-45-801 TEL.03-6233-9103
メールアドレス: baba@bettersolution.co.jp 携帯TEL.080-7990-6393

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京中央支店 東京中央第三支社

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-1-6あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル6階
電話:03-3242-7173 FAX:03-3242-7183

(2019年9月承認) A19-102490